第4次愛知県環境基本計画中間とりまとめ(案)

概要

計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 環境の状況

第3章 計画の目標

- 1 計画の目標
- 2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方
- 3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

第4章 2020年度までの環境施策の方向

- 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて
- 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて
- 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて
- 4 施策の総合的推進に向けて:「あいちエコアクション」の推進

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

- 愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- 本県では、第3次愛知県環境基本計画を平成20年3月に策定し、環境保全に関する施策を推進してきた結果、一定の成果を上げることができましたが、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、民生部門などで取り組みが遅れている温室効果ガスの削減など、依然として課題が残されています。
- 自動車交通環境問題や地球温暖化問題など、県民の日常生活や事業活動と深く結びついている環境問題については、社会経済システムやライフスタイルの転換、あるいは都市構造の転換などに着実につながる具体的な施策を、より一層推進することが必要です。
- また、平成 22 年 10 月に開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP 10)」の成果を環境施策の推進へと生かしていくこと、平成 26 年 11 月に開催される「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を契機とした環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいくことが、求められています。
- このため、本県独自の経験や土壌を生かし、社会情勢の変化や環境政策の多様化 を踏まえながら、持続可能な社会の構築に向けて、<u>これからの環境施策の方向性を</u> **示す新たな計画を策定**するものです。

2 計画の位置付け

- 本県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン 2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。
- 本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ 県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策 の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

3 計画の期間

〇 平成 42 年 (2030 年) の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成 32 年度 (2020 年度) までに取り組むべき施策の方向を提示します。

「第4次愛知県環境基本計画」策定までの流れ

愛知県環境基本条例(平成7年3月施行)

愛知県環境基本計画(平成9年8月策定)

・目標:環境負荷の少ない循環を基調とした社会を始めとしためざすべき社 会の姿と、環境の姿の総体としての「あいち環境社会」の実現

第2次愛知県環境基本計画(平成14年9月策定)

- ・目標:「自然界において物質の適正な循環が確保・維持され、自然生態系が健全に保持された恵み豊かな環境の愛知(あいち環境社会)」の形成
- ・「循環」、「共生」、「安心」、「恊働」をキーワードとする4つの社会の形成 を通して「あいち環境社会」を実現

第3次愛知県環境基本計画(平成20年3月策定)

- ・目標:「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」
- ・「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の5つ の社会づくりを通して目標を実現

【社会経済情勢の変化】

- 人口の減少・超高齢化
- ・地球温暖化対策、生物多様性 保全の国際的な枠組みの構築
- 経済・社会のグリーン化
- ・資源制約の強まり
- 東日本大震災の影響
- ・安全・安心に対する意識の高まり
- ・ESD の取組

【環境を取り巻く状況】

- ・依然として残る地域の環境課題
- ・取組が遅れている温室効果ガ スの排出量削減
- 生物多様性の損失

平成 17 年 国連 ESD の 10 年 がスタート

平成 17 年 愛知万博

平成 22 年 生物多様性条約 COP10

平成 26 年 ESD に関する ユネスコ世界会議

第4次愛知県環境基本計画 (平成26年〇月策定)

- ・目標:「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現
- ・「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、 「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づ くりを通して目標を実現

第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

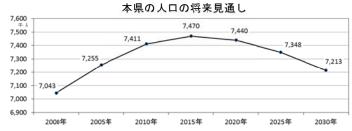
1 社会経済情勢の変化

(1)人口減少・超高齢社会の進行

- 本県の人口は、平成 27 年 (2015 年) の 747 万人をピークに減少に転じ、平成 42 年 (2030 年) には 721 万 3 千人にまで減少すると見込まれています。
- 世帯数については、高齢者の増加に加え、現在の未婚化の傾向が変わらなければ、今後、単独世帯数が増加することが見込まれています。

[課題]

- ◆ 世帯の少人数化が進展することにより、1人当たりで見たエネルギー消費量や 家庭ごみ排出量が増加することが懸念されます。
- ◆ 世帯数の増加に伴う居住地の拡散により、自動車利用の拡大などの環境負荷の 増大などが予想されることから、その対応が必要です。



(国立社会保障・人口問題研究所資料より環境部作成)

(2)地球環境問題に関する国際的な枠組みの構築

○ 地球温暖化問題及び生物多様性保全については、国際的な枠組みを設定した条 約が発効しています。両条約ともに、近年、新たな国際的枠組づくりに向けた議 論が進められています。

[課題]

◆ 環境分野において日本をリードする地域として、地球環境問題に対する取組を 積極的に推進していくことが必要です。

(3) 資源制約の強まり

○ 新興国の経済発展によるエネルギー需要の増大などを背景に、近年、原油を始めとする化石燃料の価格は高い水準で推移しており、希少金属などの天然資源についても同様に、今後、世界規模で資源制約が強まるものと予想されています。

「課題)

◆ 枯渇が懸念される天然資源の消費をできる限り低減させた循環型の社会経済構造へと転換していくことが必要です。

(4)経済・社会のグリーン化

○ 環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会のあり方に変革をもたらしていくという「経済・社会のグリーン化」という考えが、環境・経済・社会の持続可能性の追求に関する世界の潮流となっています。

[課題]

◆ 環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながるという環境と経済が調和した関係を構築することが必要です。

(5) 東日本大震災による影響

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、生活や経済に甚大な影響を及ばしただけでなく、原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染が発生し、県民の暮らしにおいて、環境面での安心・安全が、改めて強く意識されるきっかけとなりました。
- また、地震と津波による建築物の倒壊に伴って大量の災害廃棄物が発生し、そ の処理が課題として浮き彫りとなりました。

「課題)

- ◆ 環境政策の原点である暮らしの中における環境面での安全・安心の確保に向け、 引き続き各種環境施策を実施していくことが必要です。
- ◆ 大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を、平素から築いておくことが必要です。

(6) 愛知万博・COP10の理念・成果の継承

- 平成17年、環境をテーマとした「2005年日本国際博覧会(愛知万博)」が開催され、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮に触れ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高められました。
- 平成22年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、県民の環境に対する関心・意識が一層高まっただけでなく、COP10の開催地、そして生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として、世界に名を広める契機となりました。

[課題]

◆ 愛知万博とCOP10の理念と成果を継承・具体化していくことが、本県の大きな役割となっています。

(7)「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催

- 本年11月、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、本県において開催されます。
- 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とり わけ、教育が重要であることから、持続可能な開発のための教育に関する取組が、 我が国を始め世界各地で進められています。

【課題」

◆ この会議を契機として、持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくこと が必要です。

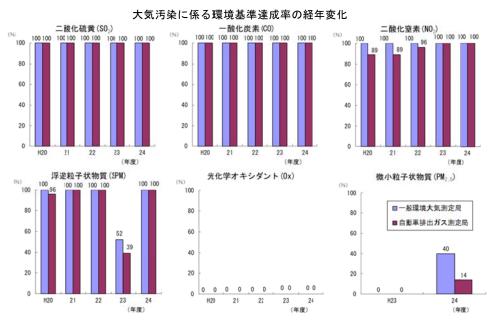


(1) 大気環境

- 二酸化窒素は、幹線道路沿道の一部の自動車排出ガス測定局で非達成となって いましたが、平成23、24年度はすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに設定され、その常時監視を平成 23 年度に開始しましたが、半数以上の測定局で環境基準を達成していません。

[課題]

- ◆ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向け、効果的な原因物質削減対策の推進が必要です。
- ◆ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、発生源が多岐にわたり、また、生成メ カニズムが複雑であることから、環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行 うための知見を集積することが必要です。



(注) 微小粒子状物質(PM25)の測定局数は、平成23年度が一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局 1局、平成24年度が一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局7局。

(環境部調べ)

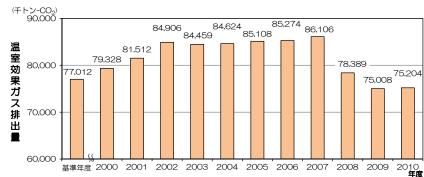
(2) 温室効果ガス

- 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成19年度(2007年度)にピークに達した後減少に転じており、平成21年度(2009年度)には、京都議定書の基準年度(1990年度)を初めて下回りました。
- 平成 22 年度 (2010 年度) の県内の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 2.3% の削減にとどまっています。

「課題]

- ◆ 温室効果ガスの排出量を削減するため、地域全体で省エネルギーの取組ととも に、再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料からの転換を進めていくこ とが必要です。
- ◆ 温室効果化ガスの排出量が増加している業務部門、家庭部門及び運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。

本県における温室効果ガスの総排出量の推移



(注) 基準年度は1990年度[ただし、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)は1995年度]である。

環境部調べ)

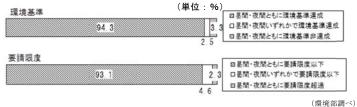
(3) 騒音・振動・悪臭

○ 自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、平成24年度で約94%となってい ます。また、要請限度(基準)の超過状況は、約7%の地点で要請限度を超過し ています。

「課題〕

◆ 自動車交通が集中している地区では、依然として騒音の環境基準を達成してい ない箇所や要請限度を超過している箇所があり、引き続き道路構造の改善や交通 流の円滑化などの対策が必要です。

自動車騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況 (平成24年度)



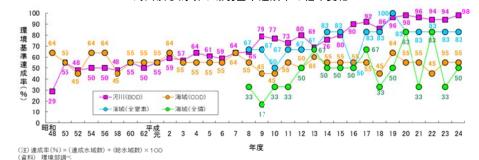
(4)水環境

○ 伊勢湾・三河湾に流入するCOD(化学的酸素要求量)、窒素含有量及びりん含 有量の負荷量については、下水道整備等により削減が進んでいるものの、伊勢湾・ 三河湾の水質環境基準の達成率は、長期的に見て構ばいの状況が継続しています。

「課題〕

◆ 伊勢湾・三河湾は、外海との水交換が行われにくい閉鎖性水域であるため、下 水道など生活排水対策をはじめとした汚濁負荷の流入対策はもとより、干潟・浅 場の造成など、総合的な対策が必要です。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



(5)土壌・地下水・地盤環境

○ 市街地において、工場の移転や再開発等に伴って、土壌汚染が明らかになる事 例が生じています。また、地下水については、揮発性有機化合物などによる汚染 事例が現在でも生じています。

「課題

◆ 土壌や地下水の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場 合には、迅速かつ適切に対応することが必要です。

(6)廃棄物

- 廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに経年的に減少傾向にあ ります。廃棄物最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で22.8年(平成23年度末)、 産業廃棄物で15.7年(平成23年度末)と推定されています。
- 県に寄せられた産業廃棄物の苦情では、野焼きや不法投棄のほかに、不適正保 管に関するものが多く寄せられています。

「課題)

- ◆ 天然資源の投入量と廃棄物の最終処分量をできるだけ少なくするため、あらゆ る場面で3R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リユース:再使用、リサイクル: 再生利用)の取組を推進し、資源循環型の地域づくりを進めることが必要です。
- ◆ 不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を一層推進することが必要です。

(7) 自然環境

- 本県の植物種は、シデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれ る東海地方固有の種も多く見られ、野牛状態で牛育する植物全体では約2.720種 (維管束植物約2,220種及びコケ植物約500種。移入種を除く。)が確認されてい ます。
- 動物種は、哺乳類(海生哺乳類を含む)64種、鳥類398種、爬虫類15種、両 牛類20種の牛息が確認されています(すべて外来種を除く)。また、淡水産魚類 51 種、昆虫類約 7,600 種、クモ類 512 種、陸・淡水産貝類 180 種及び内湾産貝類 約350種(昆虫類以外、外来種を除く)の生息が確認されています。

「課題)

- ◆ 都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったこ と等により、多様な生物の生息生育空間であった緑地や水辺の減少や質の劣化が 見られ、早急な対策が必要です。
- ◆ 外来種(移入種)による生態系への影響、鳥獣による農林業被害等の問題が生 じており、希少野生生物の保護、外来種対策、野生生物の適正な保護管理が必要 です。

第3章 計画の目標

1 計画の目標

- 将来世代が、大気や水、食料やエネルギーなどの自然からの様々な恩恵を引き続き享受しつつ発展していくためには、この地球が持つ自然の営みの中で、人類と自然が共存できる「持続可能な社会」を形成していくことが求められています。
- 本県は、世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛・地球博と、生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の開催という、世界でも例のない経験を積み重ねたことから、地域全体に「持続可能な社会」への意識が高まるとともに、県民参加の機運が県民の間に根付いています。

その一方で、本県には、**日本一のモノづくり地域として、世界に誇る厚い産業集 積があります**。

- こうしたことから、本県は、その高い産業力・技術力や県民の高い環境意識を生かし、環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、「持続可能な社会」づくりに大きく貢献していくことを目指していきます。
- このため、県民生活の基盤となる「**安全で快適な暮らし**」を確保しつつ、経済・ 産業活動に常に環境配慮の視点が組み込まれる「**環境と経済の調和**」のさらなる進 展を図っていきます。
- さらに、本年 11 月に開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」を契機として、「環境首都あいち」の担い手の育成「人づくり」を進め、県民みんなが、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らすよう行動することを目指していきます。
- このように、「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、2030年に向けた本計画の目標として、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指します。

【計画の目標】 県民みんなで未来へつなぐ「環境首都あいち」

「3つのあいち」づくりを 通して目標を実現

目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり

◆環境と経済の調和のとれたあいち:

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境配慮の視点が組み込まれ、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

◆安全で快適に暮らせるあいち:

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていたいと思える、日本一安全で快適な地域。

◆県民みんなが行動するあいち:

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で の環境配慮行動が、日本一活発に取り組まれる地域。



目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

【「安全・安心の確保」を最優先】

○ 環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であることから、<u>県民の健康や生命</u>の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組みます。

【分野横断的・総合的な施策の展開】

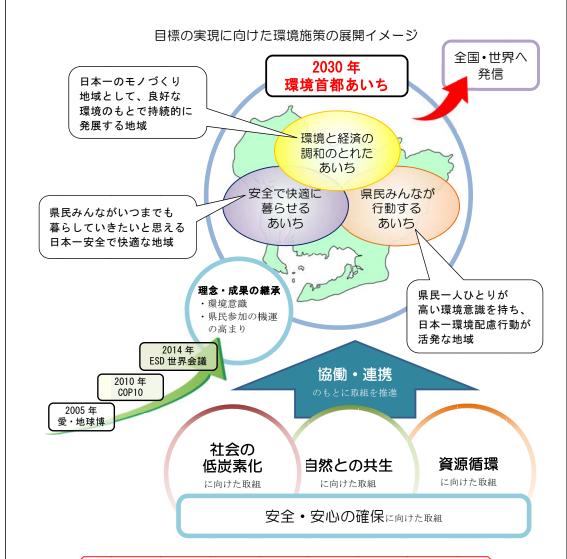
- 各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低 炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とします。
- これらの取組分野は個別に対応するだけではなく、<u>施策の効果を最大限に発揮</u>できるよう、分野間での連携を図りながら展開していきます。

【環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進】

○ 県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識せずとも環境に配慮した行動ができるよう、<u>県民や事業者の自主的な環境の取組を誘導するような行政側からの施策を進め、環境面での「人づくり」に</u>取り組みます。

【多様な主体間の連携・協働による施策の展開】

○ 県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、<u>主体間の連携、協</u>**働を図ることで、地域の環境の保全を進めていきます**。



2030年の「環境首都」あいちでは・・・

- ◆ 暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆ その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で良好な状態に保たれた、魅力のある地域となっています。
- ◆ その魅力を国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人 や企業をこの地域へとひきつけます。

3 2020 年度までの施策展開における「主要目標」

項目	基準	目標	取組分野
環境基準の達成状況	【主な非達成項目(平成24年度)】 大気汚染 光化学オキシダント (0%) 微小粒子状物質(32%) 公共用水域の水質汚濁 河川のB00(98%) 海域のC0D(55%)、全 窒素(83%)、全燐(50%) ダイオキシン類 公共用水域の水質 (96%) 注:括弧内は達成率	全項目 ^{※1} 及び全地点での 達成	安全・安心の確保
次世代自動車等先進エ コカーの県内普及台数	60 万台 (平成 23 年度末)	200 万台	社会の低炭素
次世代自動車充電イン フラの整備状況	233 基 (平成 23 年末)	1, 600 基	化
優れた自然環境を有する地域の面積等 ①自然環境保全地域の 指定 ②鳥獣保護区の面積 ③生息地等保護区の指 定	①15 か所 (平成 23 年度末) ②25, 265 km ² (平成 23 年度末) ③2 か所 (平成 23 年度末)	①18 か所 (平成 28 年度** ²) ②現状維持 (平成 28 年度** ²) ③4 か所 (平成 28 年度** ²)	自然との共生
指定希少野生動植物種 の指定	11 種 (平成 23 年度末)	17 種 (平成 28 年度 ^{※2})	
県民の「生物多様性」 という言葉の意味の認 識状況	46.7% (平成 23 年度)	75%	
廃棄物の排出量	一般廃棄物 280.1万トン (平成 20 年度) 産業廃棄物 1,641.8 万トン (平成 20 年度)	一般廃棄物 254.1 万トン (平成 28 年度 ^{※2}) 産業廃棄物 1,545.3 万トン (平成 28 年度 ^{※2})	
廃棄物の再生利用率	一般廃棄物 22.8% (平成 20 年度) 産業廃棄物 63.1% (平成 20 年度)	一般廃棄物 25.9% (平成 28 年度**2) 産業廃棄物 67.6% (平成 28 年度**2)	資源循環
廃棄物の最終処分量	一般廃棄物 29.8 万トン (平成 20 年度) 産業廃棄物 116.2 万トン (平成 20 年度)	一般廃棄物 23 万トン (平成 28 年度*2) 産業廃棄物 95.4 万トン (平成 28 年度*2)	

- ※1 環境基本法等により規定される環境基準を指す。
- ※2 29 年度以降については、各個別計画において、新たな目標を設定する。

1

「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて

【目指すあいちの姿】

- 県内に立地する工場や事業場において、原料の調達から製造、廃棄物の処理に 至るまでのあらゆる工程で、環境に配慮した取組が積極的に実施され、環境への 負荷が低減された地域を目指します。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、製造業だけに限らず、 あらゆる事業活動に伴って生じる温室効果ガスの排出が抑制された地域を目指し ます。

また、経済と社会のグリーン化を通じて、新たな環境産業の創出を促進するなど、環境配慮型の経済活動と地域の発展が両立された地域を目指します。

- 豊かな自然と大都市圏とが共存している本県の特性を踏まえ、開発による自然への影響を低減し自然の保全・再生を促す仕組みを導入することや、生物多様性に配慮した事業活動を進めることにより、生物多様性の保全と開発や事業活動との調和が図られた地域を目指します。
- 日本を代表するモノづくり地域である本県の高い技術力を生かし、本県で開発・製造された製品が、国内外の環境負荷の低減に貢献できる地域を目指します。

【主な施策の方向】

- ◆事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 安全・安心の確保
 - ・ 事業者が自ら積極的に環境に配慮した取組を進めるための仕組みである環境 マネジメントシステムの普及を図るなど、事業者の環境負荷の低減のための率 先活動を促進
- ◆化学物質の自主的な管理 安全・安心の確保
 - ・ 事業者が化学物質を適正に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減や、リスクコミュニケーションに向けた取組を促進

◆事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 社会の低炭素化

- ・ 事業者による自主的・積極的な温室効果ガスの排出削減の取組を促し、事業 活動に伴う温室効果ガス排出量や排出原単位を低減
- ・ 中小企業に対しては、資金面のみならず、省エネを推進するための技術情報の提供や技術的支援を行い、エネルギー利用の効率化を促進

◆社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 社会の低炭素化

- ・ 本県の事業者が有する先進的環境技術を生かし、快適な暮らしと低炭素社会の両立に貢献する、低炭素型製品の開発・供給を促進
- 蓄電池や発電機、省エネルギー技術など、エネルギー関連企業をこの地域へ 誘致し、地域経済を活性化

◆生物多様性の保全と開発·事業活動との調和 自然との共生

・ 産業活動を抑制せずに生物多様性を保全するため、緑地面積の確保に限定せず、生物の生息生育空間としての質を確保する仕組みや、開発敷地内だけでなく開発敷地外の自然の保全・再生を促す仕組みの導入を促進

◆廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 資源循環

・ 環境と経済が好循環するモノづくり地域としてさらなる発展を図るため、本 県で盛んなモノづくり、いわゆる「動脈産業」のみならず、廃棄物または資源 の回収やリサイクル等の産業、いわゆる「静脈産業」である循環ビジネスを活 性化

◆事業活動に伴う廃棄物の削減 資源循環

・ 製造工程の見直しなどにより、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制するなど、 取り組みが遅れている廃棄物の発生抑制(リデュース)と再使用(リユース) について重点的に取組を促進

2

「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて

【目指すあいちの姿】

○ 大気環境や水環境などについて一層の改善を図り、公害のない快適な生活空間 を確保するとともに、事故や災害時における体制を整備するなど、県民の生活環 境における安全の確保を目指します。

また、環境情報が迅速かつ適切に把握され、発信されることにより、県民が安心して暮らせる地域を目指します。

- 省エネルギーと創エネルギーの取組を地域全体で進め、温室効果ガスの排出が 大幅に削減された地域を目指します。とりわけ、創エネルギーの分野では、化石 燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を進め、災害時にも対応できる地産 地消の分散型エネルギーシステムの構築を目指します。
- O 本県は、大都市圏でありながら、平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれています。この本県の自然を保全・回復することで、緑地・水辺の減少や希少野生生物の減少による生物多様性損失の危機から脱し、暮らしの中で自然の豊かさと安らぎを感じられる地域を目指します。
- 廃棄物の排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rの取組を一層推進することにより天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物の適正処理を進め、県土の全体においてごみのない良好な環境が保たれた地域を目指します。

【主な施策の方向】

- ◆健康で安全な暮らしができる環境の確保 安全・安心の確保
 - ・ 各種法令の適切な運用や条例等による本県独自の規制、各種計画による総合 的な施策の推進など、大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、悪臭等の環境保 全及び改善対策を着実に推進
 - ・ 主要幹線道路沿道における大気汚染や自動車騒音、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質汚濁など、地域的な環境課題への一層の改善対策を推進
- ◆非常時の環境汚染に対する体制の構築 安全·安心の確保
 - ・ 工場・事業場における火災や爆発事故など、不測の事故に伴って発生する環 境汚染について、行政と事業者が連携した平時からの体制づくりを推進

◆再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 社会の低炭素化

太陽エネルギーや農業用水などを活用して、県内全域での再生可能エネルギー の普及を推進

◆環境と自動車利用の調和した社会の実現 社会の低炭素化

・ 自動車利用が安全で快適な暮らしを支える、環境と自動車利用が調和した社 会づくりを推進

◆環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり 社会の低炭素化

・ 駅周辺などに日常生活を支える都市機能を集約化させるとともに、公共交通 の維持・充実や緑地の確保など、低炭素型のまちづくりを推進

◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全 自然との共生

- ・ 生態系ネットワークの形成に向けた、優れた生態系を有する生物生息地の保全や、里山や湿地・湿原など様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生の取組を推進
- ・ 絶滅のおそれのある野生生物の保護・管理を推進

◆恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 自然との共生

・ 様々な海の恵みをもたらしてくれる「里海」である伊勢湾・三河湾の保全・ 再生に向け、NPO、事業者、行政等の関係者が連携した取組を推進

◆廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制の整備 資源循環

・ 地域環境に配慮した、適正な廃棄物の処理と3Rの促進に向けた体制の整備 を推進

◆廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 資源循環

・ 廃棄物の不適正処理の防止と環境への負荷の低減に配慮した廃棄物の処理に 向けた、法や条例等の厳正な運用と不適正処理を許さない地域づくりを推進

3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて

【目指すあいちの姿】

- 今日の環境問題は、私たちの日々の暮らしや社会活動と深く関係しており、私たち一人ひとりが環境について考え、行動しなければ解決することはありません。 県民みんなが、地域の河川などの身近な環境について関心を持ち、その保全に向けて取り組む地域を目指します。
- 温室効果ガスの排出が低減された低炭素型の社会を実現するため、県民みんなが温室効果ガスを減らすことを心がけ、日々の生活の中で率先的に省エネルギー 行動などに取り組む地域を目指します。
- 生物多様性の損失を止めるためには、日常生活や社会経済活動に、「生物多様性 の保全や持続可能な利用」が基本的な考えとして組み込まれることが必要です。 その実現に向けて、県民みんなが生物多様性の価値(自然の恵み)を理解し、そ の保全に向けて行動する地域を目指します。
- 廃棄物の発生が抑制され、資源が適切に循環する社会を実現するため、県民みんなが、身の回りの物を長く大切に使用するといった心がけを持ち、ごみの発生の少ない商品の購入といった行動に自発的・率先的に取り組む地域を目指します。

【主な施策の方向】

- ◆身近な環境における気づきと行動の促進 安全·安心の確保
 - 環境に対する関心を実際の環境配慮行動に結びつけていくためのきっかけ きっかけづくりを推進
- ◆環境学習の総合的な推進 安全・安心の確保
 - ・ 社会や学校等における、県民、事業者、NPO、行政、学校等あらゆる主体 の特性に応じた環境学習等の推進
- ◆社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 社会の低炭素化
 - ・ 目に見えない温室効果ガスを意識するため、様々な場面で、温室効果ガス排 出量の「見える化」を進めることで、温室効果ガス排出量に対する意識を高め ながら、暮らしの中での省エネルギー行動を促進
 - 地球温暖化問題に関する正しい知識と理解を身につけるため、環境学習・環境教育を通して、子供から大人までそれぞれの段階に応じた学習の機会を提供

◆環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 社会の低炭素化

- 環境負荷の少ない低炭素型の商品やサービスを選択するための情報や機会の 提供、県民運動を展開
- ◆生物多様性の価値(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進 自然との共生

 - NPOやボランティア団体など多様な主体による自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成するための環境学習を支援
- ◆健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進 自然との共生
 - ・ 県民の水環境に対する関心と理解を深め、水質改善に向けた身近な行動を促 進
- ◆ごみの発生抑制·再使用を意識したライフスタイルへの変革

 資源循環
 - ・ ごみの発生抑制 (リデュース) と再使用 (リユース) を重視したライフスタ イルへと変革を促進
- ◆地域に根ざした環境美化活動への参加 資源循環
 - 散乱ごみのない清潔で快適なまちづくりを進めるため、地域の環境に対する 関心の喚起と実践行動を促進

4 総合的な施策推進に向けて:「あいちエコアクション」の推進

- 現在の環境問題は、私たちの日々の生活や事業活動に密接に関わっており、その解決には、県民や事業者などあらゆる主体が、環境について関心を持ち、環境問題と自らとの関わりについて考えることにとどまらず、実際の環境配慮行動へとつなげていくことが求められます。
- 本県では、平成17年(2005年)に世界初の環境をテーマとした国際博覧会である 愛・地球博を、平成22年(2010年)に生物多様性保全のための新たな世界目標であ る愛知目標が採択された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されて おり、こうした国際的イベントの開催を通して培われた本県県民の環境に対する高い 意識は、他の地域にはない独自の特徴です。
- しかしながら、県民の環境に対する意識は地域全体に着実に根付いてきたものの、 具体的な行動へと踏み出せていない県民もまだ多くいます。
- このため、県民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を進め、「環境首都あいち」の実現に向けた原動力としていきます。

◆あいちエコアクションの推進

- 環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動を様々な場面での実践を促す 県民運動の展開
- ・ 自発的な環境配慮行動を促すためのコンテンツと環境調査結果や環境関連イベント等の情報の一元的な提供
- ・ 環境学習施設のネットワークの充実・強化

第5章 計画の推進

1

計画の推進

(1) 各主体の役割

ア 県民の役割

・ 日ごろの生活が、地域環境だけでなく、地球環境まで様々な影響を与えている ことを理解し、現在のライフスタイルを見つめ直すとともに、環境に配慮した自 主的な行動に取り組むことが期待されます。

イ 事業者の役割

・ 法令遵守の徹底はもとより、企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動に おいて、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めることが期待され ます。

ウ NPOの役割

専門性を生かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが期待されます。

エ 行政の役割

- 県は、本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進します。
- また、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。
- ・ 市町村は、県に準じた施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた 独自の施策を進めてことが期待されます。

(2)計画の推進体制

- ア 県民、事業者、NPO、行政の協働による推進
- イ 県の部局横断的な推進
- ウ 市町村との連携
- エ 広域的な連携
- オ 国際的な環境協力の推進

2 計画の進行管理

- 本計画に掲げた施策、目標については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、必要な改善を行うPDCAサイクルによって、適切な進行管理を行います。
- 本計画の目標や施策の方向に沿って、必要に応じ、新たな個別計画等の策定や既存の個別計画等の見直しを進めます。